平成２２年（フ）第１５５３号
神奈川県鎌倉市浄明寺２丁目４番15号
破産者　小峰　和与
1　破産債権の届出期間　平成22年７月26日まで
2　一般調査期日　平成22年９月７日午後３時10分
平成22年６月25日
横浜地方裁判所第３民事部
平成２１年（フ）第７５７０号
堺市東区白鷺町３丁19番１―805号
破産者　竹内　　修
1　破産債権の届出期間　平成22年７月26日まで
2　一般調査期日　平成22年９月13日午後３時30分
平成22年６月25日
大阪地方裁判所第６民事部
平成２１年（フ）第２３６１号
京都市西京区大枝北福西町２丁目６番地の６
破産者　山森　洋一
1　破産債権の届出期間　平成22年８月６日まで
2　一般調査期日　平成22年９月15日午後３時30分
平成22年６月25日
京都地方裁判所第５民事部破産係
平成１９年（フ）第１０５６９号
大阪府東大阪市柏田東町１番31号、開始決定時の住所大阪府東大阪市柏田東町11番38号
破産者　藪田　信夫
1　破産債権の届出期間　平成22年８月６日まで
2　一般調査期日　平成22年９月６日午後４時
平成22年６月24日
大阪地方裁判所第６民事部
平成２２年（フ）第３０４号
埼玉県さいたま市大宮区大成町３丁目512番地３
破産者　川島商事株式会社
1　破産債権の届出期間　平成22年８月23日まで
2　一般調査期日　平成22年10月25日午前10時
平成22年６月22日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期間

平成２０年（フ）第３２６３号
大阪市中央区瓦町３丁目５番７号
破産者　株式会社ホテル１－２－３
1　破産債権の届出期間　平成22年８月２日まで
2　一般調査期間　平成22年９月28日から平成22年10月12日まで
平成22年６月23日
大阪地方裁判所第６民事部

破産管財人変更

平成２２年（フ）第４１３４号
神奈川県茅ヶ崎市本村１丁目10―13
破産者　片岡　八郎
破産管財人　四十山千代子が辞任したので、次の者を破産管財人に選任した。
新破産管財人　弁護士　小野塚　格
平成22年６月23日
東京地方裁判所民事第20部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。
平成２１年（フ）第７４号
石川県七尾市西三階町乙52番地１
破産者　有限会社轟建設
異議申述期間　平成22年８月９日まで
平成22年６月25日　金沢地方裁判所七尾支部
平成２１年（フ）第７５号
石川県輪島市三井町洲衛馬蜂56番地
破産者　堀下　栄一
異議申述期間　平成22年８月９日まで
平成22年６月25日　金沢地方裁判所七尾支部

免責許可決定

平成２２年（ラ）第３４０号（原審大津地方裁判所平成１７年（フ）第５２２号）
京都市右京区西院清水町31番地
抗告人（破産者）　桑村　清一
1　決定年月日　平成22年６月４日
2　主文　抗告人について免責を許可する。
大阪高等裁判所第11民事部

免責決定確定

平成１６年（モ）第１２２４号
（平成１６年（フ）第９３号）
富山県射水市高場新町１丁目７番地
破産者　片山　和雄
1　主文　破産者を免責する。
2　決定確定日　平成22年６月23日
富山地方裁判所高岡支部

特別清算開始

平成２２年（ヒ）第２０５６号
東京都新宿区四谷１丁目２番地
清算株式会社　株式会社三友
代表清算人　野田　眞一
1　決定年月日　平成22年６月23日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算協定認可

平成２１年（ヒ）第３２号
栃木県小山市大字横倉新田470番地24
清算株式会社　株式会社Ｋ．Ｍ．Ｋ
代表清算人　小島　美津
1　決定年月日　平成22年６月24日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　清算株式会社は各協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、換価代金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権額に応じて按分して弁済する。
2　各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
3　第１項の弁済の後、清算会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
宇都宮地方裁判所第１民事部

更生計画認可

平成２１年（ミ）第２９号
東京都三鷹市下連雀６丁目１番33号
更生会社　春日電機株式会社
1　決定年月日　平成22年６月22日
2　主文　本件更生計画を認可する。
3　理由の要旨　管財人から提出され、可決された更生計画は、法定の要件を具備している。
4　更生計画の要旨
第１章　更生計画立案までの経緯（省略）
第２章　更生計画の基本方針（省略）
第３章　更生債権等に関する権利の変更と弁済方法
第１節　通則
第１　弁済の場所等
更生債権等の弁済は、弁済時における会社の本店所在地において行う。ただし、債権者が別途指定したときは、当該債権者が指定した金融機関の預金口座に振り込む方法により行う。この場合、振込手数料は会社の負担とする。
公租公課の納付は、徴収権者の指定する方法により、指定する場所で行う。
第２　債権の放棄または届出の取下
平成22年５月１日から認可決定日までの間に更生債権等の放棄または届出の取下があったときは、その後の残額を基準として権利を変更し、弁済する。
第３　債権譲渡等の取扱い
平成22年５月１日以降において、更生債権等の譲渡または移転があったときは、譲渡または移転前の債権額を基準として権利を変更し、弁済する。
一部譲渡または移転の場合、権利の変更による免除額は、新旧権利者双方がその債権額に按分して負担する。
第４　端数処理
更生債権等の弁済額の計算において生ずる１円未満の端数は、切り捨てる。
第５　遅延損害金
本更生計画の定めによる弁済には利息・損害金を付さない。
第２節　更生担保権の権利の変更及び弁済方法
第１　確定債権
債権者数及び総額は、次のとおりである。
債権者別の内訳は、別表７及び８記載のとおりである。
（債権者数）　５名
（確定債権総額）
１億2754万9644円及び額未定